第 144 期決算公告

平成 19 年 6 月 28 日



貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	49,889	預金金	714,066
現金	21,213	当 座 預 金	11,861
預け金	28,675	普 通 預 金	197,332
コ ー ル ロ ー ン	23,000	貯 蓄 預 金	10,104
商品有価証券	245	通 知 預 金	1,113
商品国債	232	定期預金	473,999
商品地方債	12	定期積金	13,457
金銭の信託	5,321	その他の預金	6,196
有 価 証 券	126,033	借用金	4,240
国 債	43,542	借入金	4,240
地 方 債	3,315	外 国 為 替	17
社 債	46,799	売 渡 外 国 為 替	17
株式	10,303	未払外国為替	0
その他の証券	22,072	社 債	5,150
貸 出 金	542,045	その他負債	3,276
割 引 手 形	8,576	未払法人税等	22
手 形 貸 付	49,754	未 払 費 用	957
証 書 貸 付	440,538	前 受 収 益	539
当 座 貸 越	43,176	給付補てん備金	6
┃ 外 国 為 替	187	その他の負債	1,749
外国他店預け	185	賞与引当金	307
買入外国為替	0	役員退職慰労引当金	160
取立外国為替	1	退職給付引当金	2,130
その他資産	4,314	子会社支援損失引当金	385
前 払 費 用	753	再評価に係る繰延税金負債	1,404
未 収 収 益	1,597	支 払 承 諾	2,519
金融派生商品	19	負債の部合計	733,657
その他の資産	1,944		
有 形 固 定 資 産	10,521	(純資産の部)	
建物	2,664	資 本 金	15,541
土 地	7,067	利 益 剰 余 金	3,685
建設仮勘定	145	その他利益剰余金	3,685
その他の有形固定資産	643	繰 越 利 益 剰 余 金	3,685
無形固定資産	775	自 己 株 式	7
ソフトウェア	576	株 主 資 本 合 計	19,219
その他の無形固定資産	198	その他有価証券評価差額金	1,928
操 延 税 金 資 産	5,520	土地再評価差額金	329
支 払 承 諾 見 返	2,519	評価・換算差額等合計	2,257
貸 倒 引 当 金	15,240	純資産の部合計	21,476
資産の部合計	755,133	負債及び純資産の部合計	755,133

- 注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
 - 3.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 4 . デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 5.有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年~50年

動 産 3年~20年

- 6.無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間に基づいて償却しております。
- 7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
- 8 . 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 9.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保 の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額とし て債権額から直接減額しており、その金額は12,933百万円であります。

- 10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
- 11.役員退職慰労引当金は、当期中に退任した役員に対し支給が見込まれる額を計上しております。
- 12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務その発生年度に全額を損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年) による定率法により按分した額を発生の翌期から損益処理

会計基準変更時差異(2,842百万円)については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、15年による按分額を費用処理しております。

13.子会社支援損失引当金は、子会社・子法人等の債務超過額にかかる損失に備えるため、子会社・子法人等に対する投資額を超えて負担が見込まれる額を計上しております。

- 14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 15.消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

16. 関係会社の株式総額11 百万円17. 関係会社に対する金銭債権総額920 百万円18. 関係会社に対する金銭債務総額1,826 百万円19. 有形固定資産の減価償却累計額12,002 百万円20. 有形固定資産の圧縮記帳額313 百万円

- 21.貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部や営業用車輌等については、 所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 22.貸出金のうち、破綻先債権額は5,196百万円、延滞債権額は27,484百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他 の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上し なかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。) のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに 掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再 建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は128百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以 上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 12,967 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります

25.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 45.776百万円であります。

なお、上記22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 26.貸出債権証券化により、会計上売却処理をした貸出金元本の当期末残高は、19,270 百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権 13,474 百万円を継続保有し貸出金に計上しております。
- 27.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してお ります。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という 方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,576百万円でありま す。
- 28.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,053 百万円

預け金 3百万円

担保資産に対応する債務

預金 447 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 10,305 百万円及び預け金 520 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は520百万円であります。

29. 土地の再評価に関する法律(平成 10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の 土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に 係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」 として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該 事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,968 百万円

- 30.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,240百万円が含まれております。
- 31. 社債には、劣後特約付社債 5,150 百万円が含まれております。
- 32.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に 対する当行の保証債務の額は400百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」 (昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」 (内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。

- 33.1株当たりの純資産額 151円59銭
- 34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下37. まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額(百万円)		
売買目的有価証券	245	3		

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
地方債	2,457	2,455	2	16	18
社債	512	508	3	0	3
その他	5,700	5,501	198	24	223
合計	8,669	8,465	204	40	245

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表	評価差額	うち益	うち損
	(百万円)	計上額	(百万円)	(百万円)	(百万円)
		(百万円)			
株式	5,763	9,848	4,084	4,092	7
債券	91,312	90,287	1,024	47	1,071
国債	44,226	43,542	683	17	701
地方債	862	857	4	0	5
社債	46,223	45,887	336	28	365
その他	16,006	16,183	176	895	719
合計	113,082	116,318	3,236	5,035	1,798

なお、上記の評価差額から繰延税金負債1,308百万円を差し引いた額1,928百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当期における減損処理額は、時価のある株式 23 百万円、時価のない株式 49 百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当期末の時価が簿価に比べて 30%以上下落した銘柄としております。時価のないものについては、発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したものを減損処理しております。

35. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
その他有価証券	23,369	808	348	

36.時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであり ます。

	貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	400
子会社・子法人等株式及び	
関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	11
その他有価証券	
非上場株式	443
その他の証券	189

37. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	<u> </u>			
	1 年以内	1年超5年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
債券	14,658	64,349	6,723	7,925
国債	5,959	25,323	4,334	7,925
地方債	218	2,001	1,095	-
社債	8,481	37,024	1,293	-
その他	1,263	2,185	1,351	15,018
合計	15,922	66,534	8,075	22,943

38. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

N TO I THE TO THE TOTAL THE TOTAL TO THE TOTAL THE TOTAL TO THE TOTAL	70 HH 00 N 13 H 1303 00 1 3H 100N 10 C 00 Y C 00 Y O V 0									
	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)					
		(百万円)								
その他の 金銭の信託	5,321	5,321	-	-	-					

39. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、118,247 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが118,112 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40. 従来、クレジット・リンクローンについては、組込デリバティブを債務保証に準じて処理しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当期から同適用指針を適用し、組込デリバティブを時価評価し、評価差額を損益に計上しております。これにより、従来の方法と比べ支払承諾及

び支払承諾見返は 500 百万円減少、金融派生商品は 19 百万円増加しており、税引前当期純 利益は 19 百万円増加しております。

41.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	8,823 百万円	3
繰越欠損金	3,697	
有価証券償却	903	
退職給付引当金損金算入限度額超過額	570	
減価償却の償却超過額	353	
貸出金未収収益償却超過額	136	
その他	643	
繰延税金資産小計	15,129	
評価性引当額	8,300	
繰延税金資産合計	6,829	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,308	
繰延税金負債合計	1,308	
繰延税金資産の純額	5,520 百万	円

- 42.「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。
 - (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 21,476 百万円であります。

- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期未処分利益(又は当期未処理損失)」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固 定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

- 43.「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
- 44.銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金または利益準備金として計上する必要があります。

45. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号口 (10) に規定する単体自己資本比率 (国内基準)は 7.42% であります。

損益計算書 (平成 18年4月 1日から 平成 19年3月31日まで)

		 科 目	金	 額
経		<u>村</u>	Alé.	21,376
示主	資	金運用収益	17,571	21,010
	貝		14,701	
		有価証券利息配当金	1,913	
		コールローン利息	16	
		預 け 金 利 息	938	
		その他の受入利息	0	
	役	務取引等収益	2,789	
		受 入 為 替 手 数 料	722	
		その他の役務収益	2,066	
	そ	の他業務収益	271	
	_	外国為替売買益	14	
		商品有価証券売買益	2	
		国債等債券売却益	234	
		金融派生商品収益	19	
1	そ	の他経常収益	744	
	~			
		株式等売却益	574	
		その他の経常収益	170_	
経		常 費 用		18,332
	資	金調達費用	1,018	
		預 金 利 息	803	
1		コールマネー利息	0	
		借用金利息	172	
		社 債 利 息	42	
		その他の支払利息	0	
	役	務取引等費用	1,942	
		支 払 為 替 手 数 料	130	
		その他の役務費用	1,812	
	そ	の他業務費用	252	
	`	国債等債券売却損	252	
	쓸	業経費	11,988	
	営 そ	の他経常費用	3,130	
	ر	貸倒引当金繰入額	1,233	
			691	
			96	
1		株式等償却	72	
		その他の経常費用	1,036	
経		常 利 益		3,044
特		別利益		260
		償 却 債 権 取 立 益	260	
特		別 損 失		175
		固定資産処分損	13	
1		減 損 損 失	20	
		その他の特別損失	141	
税	引	前当期純利益		3,129
		社、住民税及び事業税		30
法	入人			727
当		期純利益		2,371
		היף טיא רציב		

- 注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2.関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 22 百万円 役務取引等に係る収益総 3 百万円 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 19 百万円 その他の取引に係る収益 百万円 関係会社との取引による費用 資金調達取引に係る費用総 1 百万円

資金調達取引に係る費用総 1 百万円 役務取引等に係る費用総 25 百万円 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 306 百万円 その他の取引に係る費用総額 百万円

- 3.1株当たり当期純利益金額 16円73銭
- 4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
- 5.「その他の経常費用」には、第三者へ延滞債権等を売却したことによる損失 658 百万円を含んでおります。
- 6.「その他の特別損失」には、当年度中に退職金年金制度を改訂したことに伴い発生した過去勤務債務の損益処理額115百万円を含んでおります。
- 7.減損損失の算定にあたり、営業用店舗等については管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。その結果、継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ 5 か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

	区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
:	遊休資産	茨城県内	遊休資産4か所	土地	7
:	稼動資産	茨城県内	営業店舗1か所	建物等	13
	合計				20

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成 14 年 7 月 3 日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

- 8. 関連当事者との取引は以下の通りであります。
 - (1) 親会社及び法人主要株主等 該当ありません。
 - (2) 子会社及び関連会社等 該当ありません。
 - (3) 兄弟会社等 該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

	会社等の			事業の		関係内容		取引		!!	期末
属性	名称 または氏名	ŒΜ	又は出 資金	大田 内谷又 有	内谷又 右(油品		事業上 の関係	内容	金額	科目	残高
その近親者	長野 泰弘	茨城県 猿島郡 境町		歯科医				資金の 貸付 利息の 受取	18	貸出金	17
過半数を所有している会社等役員及びその近親者が議決権の	株式会社 カズマ興産	茨城県 猿島郡 境町	3	ゴルフ練習場	なし	なし	なし	資金の 貸付 利息の 受取	50	貸出金	49

⁽注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引先と同様、市場金利動向等を勘案のうえ、利率を合理的に決定しています。

連結財務諸表の作成方針

(1)連結の範囲に関する事項連結される子会社及び子法人等 3社 会社名

> (株)茨銀ビジネスサービス いばぎん信用保証(株) (株)いばぎんカード

非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。

- (3)連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。 3月末日 3社
- (4)連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採 用しております。
- (5)のれんの償却に関する事項 のれんの償却については、発生年度に全額償却しております。

連結貸借対照表(平成19年3月31日現在)

科 目	金額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	49,889	預 金	712,239
コールローン及び買入手形	23,000	借 用 金	4,240
商品有価証券	245	外 国 為 替	17
金 銭 の 信 託	5,321	社 債	5,150
有 価 証 券	126,022	その他負債	5,013
貸 出 金	543,208	賞 与 引 当 金	323
外 国 為 替	187	役員退職慰労引当金	160
その他資産	4,704	退職給付引当金	2,135
有 形 固 定 資 産	10,524	利息返還損失引当金	1
建物	2,664	再評価に係る繰延税金負債	1,404
土 地	7,067	支 払 承 諾	2,519
建設仮勘定	145	負債の部合計	733,205
その他の有形固定資産	646	(純資産の部)	
無形固定資産	776	資 本 金	15,541
ソフトウェア	576	利 益 剰 余 金	3,874
その他の無形固定資産	199	自 己 株 式	7
繰 延 税 金 資 産	5,566	株主資本合計	19,408
支 払 承 諾 見 返	2,519	その他有価証券評価差額金	1,928
貸 倒 引 当 金	17,015	土地再評価差額金	329
		評価・換算差額等合計	2,257
		少数株主持分	81
		純資産の部合計	21,746
資産の部合計	754,951	負債及び純資産の部合計	754,951

- 注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
 - 3.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法) その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定) 時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 5. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年~50年

動 産 3年~20年

- 6 . 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間に基づいて償却しております。
- 7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
- 8. 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。) に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債 権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分 可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込 額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上 しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率 等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保 の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額とし て債権額から直接減額しており、その金額は12,933百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

- 10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 11.役員退職慰労引当金は、当連結会計年度中に退任した役員に対し支給が見込まれる額を 計上しております。
- 12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務その発生年度に全額を損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定 の年数(14年)による定率法により按分した額を発生の翌連結会 計年度から損益処理 会計基準変更時差異(2,842百万円)については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、15年による按分額を費用処理しております。

13. 利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等のうち1社における利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

なお、当連結会計年度より、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号)に基づき引当金を計上しておりますが、この変更による影響は軽微であります。

- 14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 15. 当行の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
- 16. 有形固定資産の減価償却累計額

12,008 百万円

17. 有形固定資産の圧縮記帳額

313 百万円

- 18.連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部や営業用車輌等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 19.貸出金のうち、破綻先債権額は5,554百万円、延滞債権額は28,369百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他 の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上し なかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。) のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに 掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は132百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 12,994 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 47,050百万円であります。

なお、上記 19.から 22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 23.貸出債権証券化により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高は 19,270百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権 13,474百万円を継続保有し 貸出金に計上しております。
- 24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。 これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,576百万円であります。
- 25.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,053 百万円

預け金 3百万円

担保資産に対応する債務

預金 447 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 10,305 百万円及び預け金 520 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は521百万円であります。

26.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の 合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,968 百万円

- 27. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,240百万円が含まれております。
- 28. 社債には、劣後特約付社債 5,150 百万円が含まれております。
- 29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債 に対する当行の保証債務の額は400百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」 (昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」 (内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております

これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ 400 百万円減少しております。

- 30.1株当たりの純資産額 152円92銭
- 31.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下、34.まで同様であります。

売買目的有価証券

九只日町市岡唯力		
連結貸借対照表計上額		当連結会計年度の損益に
	(百万円)	含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	245	3

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
地方債	2,457	2,455	2	16	18
社債	512	508	3	0	3
その他	5,700	5,501	198	24	223
合計	8,669	8,465	204	40	245

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	連結貸借対	評価差額	うち益	うち損
	(百万円)	照表計上額	(百万円)	(百万円)	(百万円)
		(百万円)			
株式	5,763	9,848	4,084	4,092	7
債券	91,312	90,287	1,024	47	1,071
国債	44,226	43,542	683	17	701
地方債	862	857	4	0	5
社債	46,223	45,887	336	28	365
その他	16,006	16,183	176	895	719
合計	113,082	116,318	3,236	5,035	1,798

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 1,308 百万円を差し引いた額 1,928 百万円 が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度における減損処理額は、時価のある株式 23 百万円、時価のない株式 49 百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結会計年度末の時価が簿価に 比べて30%以上下落した銘柄としております。時価のないものについては、発行主体の財 政状態の悪化により実質価額が著しく低下したものを減損処理しております。

32. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額		売却益の合計額	売却損の合計額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
その他有価証券	23,369	808	348	

33.時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

20170			
内容	連結貸借対照表計上額(百万円)		
満期保有目的の債券			
社債	400		
その他有価証券			
非上場株式	444		
その他	189		

34. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

$\mathcal{N}_{\mathcal{O}}$	O 7 0			
	1 年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10 年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
債券	14,658	64,349	6,723	7,925
国債	5,959	25,323	4,334	7,925
地方債	218	2,001	1,095	-
社債	8,481	37,024	1,293	-
その他	1,263	2,185	1,351	15,018
合計	15,922	66,534	8,075	22,943

35. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金 銭の信託	5,321	5,321	-	-	-

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、121,407 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが121,272 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	6,443 白万円
年金資産	3,681
未積立退職給付債務	2,761
会計基準変更時差異の未処理額	929
未認識数理計算上の差異	416
連結貸借対照表計上額の純額	1,415
前払年金費用	719
退職給付引当金	2.135

- 38. 従来、クレジット・リンクローンについては、組込デリバティブを債務保証に準じて処理しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、組込デリバティブを時価評価し、評価差額を損益に計上しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は500百万円減少、その他資産は19百万円増加しており、税金等調整前当期純利益は19百万円増加しております。
- 39.「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。
 - (1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に 区分のうえ表示しております。なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」 に相当する金額は21,665百万円であります。
 - (2) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - (3) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
 - (4)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また「建設仮払金」については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

「その他資産」に含めて表示していたソフトウエアは、「無形固定資産」中の「ソフトウエア」として表示しております。

- 40.「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付けで一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
- 41.銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率(国内基準)は 7.48%であります。

連結損益計算書 (平成 18年4月 1日から 平成 19年3月31日まで)

	科	目		金	額
経	常	Ц Х	益		21,810
	資 金	運 用 収	益	17,685	
	貸上	出 金 利	息	14,816	
	有価:	証券 利息配当	金	1,913	
	コールロ	ーン利息及び買入手形利	息	16	
	預	け金利	息	938	
	その	他 の 受 入 利	息	0	
	役 務	取引等収	益	3,080	
	そ の	他 業 務 収	益	271	
	そ の	他 経 常 収	益	771	
経	常	費	用		18,888
	資 金	調 達 費	用	1,017	
	預	金 利	息	802	
	コールマ	ネー利息及び売渡手形利	息	0	
	借	用 金 利	息	172	
	社	債 利	息	42	
	その	他 の 支 払 利	息	1	
	役 務	取引等費	用	1,925	
	そ の	他 業 務 費	用	252	
	営	業経	費	12,163	
	そ の	他 経 常 費	用	3,528	
	貸倒	引 当 金 繰 入	額	1,626	
	その	他の経常費	用	1,902	
経	常	利	益		2,921
特	別	利	益		263
	償 却	債 権 取 立	益	263	
特	別	損	失		175
	固定	資 産 処 分	損	13	
	減	損損	失	20	
	そ の	他 の 特 別 損	失	141	
税	金等調素	整 前 当 期 純 利	益		3,010
法	人 税 、 住	民税及び事業	税		35
法	人 税	等 調 整	額		726
少	数	朱 主 利	益		1
当	期	純利	益		2,246

- 注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2.1株当たり当期純利益金額 15円85銭
 - 3.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
 - 4.「その他の経常費用」には、第三者に延滞債権等を売却したことによる損失 658 百万円を含んでおります。
 - 5.「その他の特別損失」には、当連結会計年度中に退職金年金制度を改訂したことに伴い発生した過去勤務債務の損益処理額115百万円を含んでおります。
 - 6.当行は減損損失の算定にあたり、営業用店舗等については管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしており、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、連結子会社については、各社を1つの単位としてグルーピングしております。その結果、継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ5か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
遊休資産	茨城県内	遊休資産4か所	土地	7
稼動資産	茨城県内	営業店舗1か所	建物等	13
合計				20

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省 平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。